

高等職業訓練促進給付金が支給されている皆様へ

# ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金貸付事業のご案内



高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、養成機関に入学する方や養成機関修了後に資格を取得し、1年以内に「取得した資格が必要な業務」に従事し、栃木県内で引き続き5年間当該業務に従事する意思がある方の貸付制度です。



## 『貸付対象者』

栃木県内在住のひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方

## 『貸付金の種別』

### ①入学準備金50万円以内

養成機関への入学時に50万を上限に貸付



### ②就職準備金20万円以内

養成機関を修了し、かつ、資格を取得し、1年以内に就職をする場合に20万円を上限に貸付

## 『貸付金の返還免除』

養成機関を修了後に資格を取得し、1年以内にその資格をもつて就職し、栃木県内において5年間その職に就労した場合、貸付金の返還が免除されます



詳しくは、裏面を参照▶

## 貸付対象者

栃木県内在住のひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方  
①養成機関で修学を開始する方

②養成機関を修了し、栃木県内で取得した資格に必要な業務に5年間従事する方

## 貸付金の種別

- ①入学準備金50万円以内  
養成機関への入学時に50万を上限に貸付
- ②就職準備金20万円以内  
養成機関を修了し、かつ、資格を取得し、就職をする場合に20万円を上限に貸付

## 貸付金の返還免除

養成機関を修了後に資格を取得し、1年内にその資格をもって就職し、栃木県内で5年間その職に就労した場合、貸付金の返還を免除します

## 養成機関の修業に係る資格

養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、国家試験等により取得する資格



看護師　准看護師　保育士　介護福祉士　作業療法士  
理学療法士　歯科衛生士　美容師　社会福祉士  
製菓衛生師　調理師　など



### 申し込み

◆公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会  
〒320-0071 宇都宮市野沢町4番地1 パルティ1階  
※申請書等の書類が必要ですので、事前にご相談ください。

### ご利用案内

◆開所時間 火曜日～日曜日 9:00～16:00  
(月曜日、祝休日及び年末年始はお休みです)  
※貸付要件等を面接・審査しますので、事前にご予約ください。

### お問い合わせ

公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会  
TEL 028-665-7801・7806  
FAX 028-665-7802



ホームページへ